

WORKING NIIGATA

労働にいがた

2018
3
Vol.378



新潟県

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-285-5511（代表） 労政雇用課／職業能力開発課／労働委員会事務局
本紙やバックナンバーを新潟県ホームページでも公開しています。 <http://www.pref.niigata.lg.jp/roseikoyo/1225742470152.html>

Contents

平成30年度 県労働関係施策の概要について……………	1	最低賃金ポスターデザインコンテスト受賞作品が決定しました！……	6
安心して働くための「無期転換ルール」とは……………	2	平成29年労働組合基礎調査結果のお知らせ……………	6
無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について……	2	団体交渉に行き詰まったら、労働委員会の「あっせん」を	
高齢者の雇用・就業促進に向けて……………	3	利用してみませんか？……………	7
新卒者を定着させ「人財」に育てましょう！……………	3	3月は「新潟県自殺対策強化月間」です……………	7
法定雇用率引上げ及び障害者雇用への理解と取組のお願い……	4	労働相談Q&A 職場のパワーハラスメントへの対策について……	8
障害者就業・生活支援センターにご相談ください……………	4	雇用保険関係の手続きは「電子申請」をご利用ください……………	8
従業員の方のスキルアップをしませんか？……………	5	経済指標……………	8
「地域産業を支える人材育成プロジェクト」で正社員を確保しませんか！……	5		

平成30年度 県労働関係施策の概要について

県では、県民の皆様がいきいきと働けるよう、平成30年度において、主に以下のような施策を進めていきます。



働きやすい職場づくり

- ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとした働き方改革の取組を総合的に実施します。
- 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組む事業主及び取得労働者に対する助成制度について取得開始時期を拡大します。

若年者雇用

- 「ジョブカフェ／若者しごと館」を活用した若年求職者に対するキャリアカウンセリング等を行うとともに、座学と企業実習を組み合わせたデュアルシステム訓練、若年者の進路選択を支援するワークトライアルの実施など、若年者に対する総合的な支援を実施します。
- 企業のPR力向上などの意識啓発や企業ナビの認知度向上により、企業の情報発信力の強化を支援します。

障害者雇用

- 障害者の雇用促進に向け、職場実習や職業訓練による就労支援や、特例子会社の設立、障害者雇用を推進する中小企業などの取組に対する支援を実施します。
- 企業に対する助言等を行うコーディネーターの派遣を拡充するとともに、新たに障害者の職場定着のための体制づくりに取り組む企業への支援を実施します。

U・Iターン就職の推進

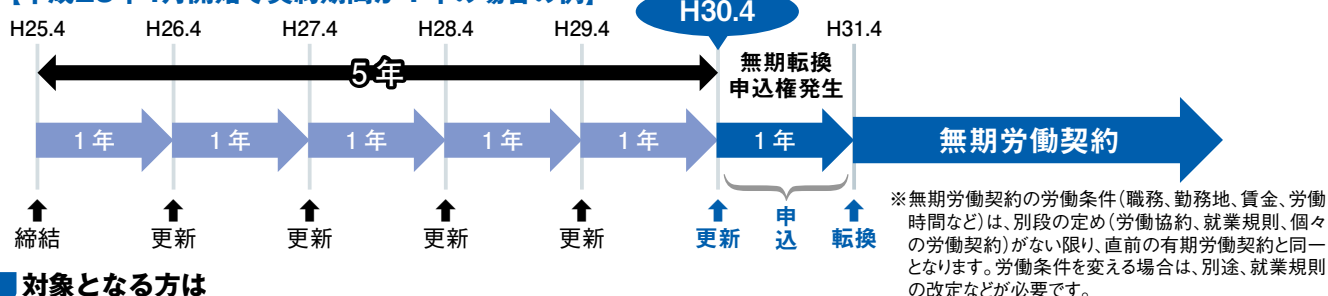
- 「にいがたUターン情報センター」を拠点とした就職支援・企業情報等の発信や、学生・社会人と県内企業とのマッチング、県内で就職活動等を行う県外学生の交通費等の支援等により、県内へのU・Iターン就職を推進します。
- 首都圏での合同企業説明会の開催回数を増加します。
- 県外学生のインターンシップ参加及び県内企業のインターンシップ受入れを促進します。
- 新たに協定締結大学の協力を得て、大学1～2年生を対象としたU・Iターンイベント等を実施します。

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化!～

無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条:平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について (第二種計画認定・変更申請)

継続雇用の高齢者の特例とは？

無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、有期雇用特別措置法(※1)により、

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）

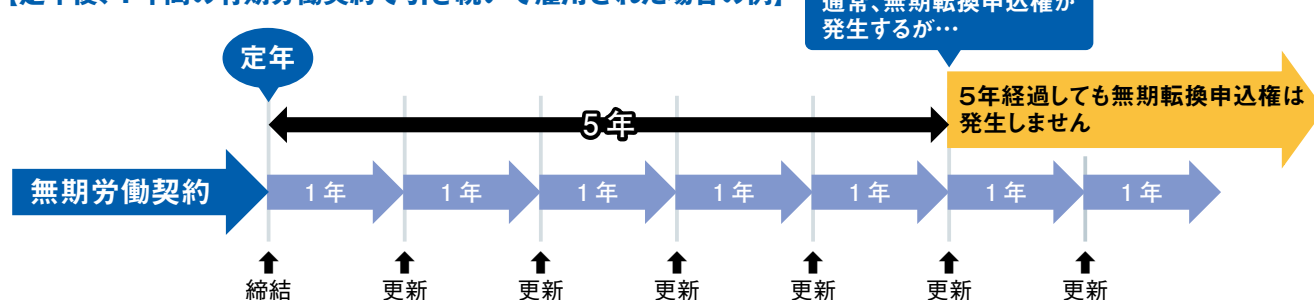
については、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局(※2)に認定申請を行う必要があります。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条:平成27年4月1日施行

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

【定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合の例】



対象となる労働者

定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者。

※高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象になります。

※ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



新潟労働局 雇用環境・均等室 025(288)3527・3501

高年齢者の雇用・就業促進に向けて

■ 高年齢者雇用確保措置の着実な実施をお願いします！

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、事業主には、希望者全員を65歳まで雇用する制度の導入が義務づけられています。定年を65歳未満に定めている事業主は、以下の雇用確保措置のいずれかを講じることが必要です。

- ① 定年の引き上げ ② 希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入 ③ 定年制の廃止

平成29年6月1日時点の県内の雇用確保措置実施済企業の割合は、99.9%（※）と前回調査に比べ0.2ポイント高くなっています。事業主の皆様には、引き続き雇用確保措置の着実な実施と併せ、法令の義務を超えた生涯現役社会の実現に向け、働きやすい作業環境整備や柔軟な雇用管理等について取組をお願いします。

※従業員31人以上の企業3,248社を対象にしたもの

■ 多様な職域・就業スタイルで、高年齢者の労働参加促進を！

高年齢者に従事してもらう職域の拡大や、個人の事情やライフスタイルに応じた低頻度・短時間の就業スタイルなど、多様な就業機会を創出することにより労働参加を促進することは、人材確保の方策の一つとしても有効と考えられます。ぜひご検討ください。

 新潟労働局 職業対策課 025(288)3508 労政雇用課 雇用対策班 025(280)5270

■ シルバー人材センターの活用も併せてご検討ください！

県内に21のセンターがあり、働くことを希望する高齢者に対し、経験や能力に応じた仕事を提供しています。労働者派遣や、有料職業紹介も行っており、特に労働者派遣は年々増加し、平成28年度実績ではおよそ1,500件、2,500名の派遣登録会員が就業しています。

企業ニーズに応じた就業開拓や講習会等も行っていますが、センター毎に対応できる仕事は異なります。

各センターに直接お問い合わせ・ご相談ください。

【派遣・紹介できる主な分野】

- 農作業・農産加工・出荷
- 工場・倉庫内作業
- 販売・商品管理・包装
- 施設管理人・清掃・環境整備
- 介護・介護補助
- 高齢世帯など家事援助
- 調理・給仕
- 送迎運転・運搬・配達

〈各センター お問い合わせ先〉

新潟市	025-241-3541	小千谷市	0258-82-6550	燕市	0256-64-2483	佐渡	0259-24-1212
長岡市	0258-35-2380	加茂市	0256-53-1772	糸魚川市	025-552-9954	魚沼市	025-792-3778
上越市	025-522-2812	十日町地域	025-752-0888	妙高市	0255-72-0610	南魚沼	025-772-4973
三条市	0256-34-2526	見附市	0258-62-0609	五泉市	0250-43-5911	弥彦村	0256-94-5144
柏崎市	0257-24-2148	村上地域	0254-53-6486	阿賀野市	0250-62-1365	阿賀町	0254-92-2103
新発田地域	0254-22-1010						

新卒者を定着させ「人財」に育てましょう！

ハローワークでは、学校在学中から就職までの一貫した支援を行っており、特に新卒者・若年者に対して職場定着支援に取り組んでいます。

平成26年3月に卒業した新規学卒者の卒業後3年以内の離職率は、大学卒は31.0%（前年比2.0P低下）、短大・専修学校等卒は38.3%（前年比1.0P低下）、高校卒は35.4%（前年比3.5P低下）と、いずれも改善傾向にありますが、依然として高い状況にあり、人間関係や仕事内容などの悩みを抱え離職するケースなどがみられます。

このため、入社後は、上司や同僚によるコミュニケーションを積極的に図る等、新卒者の定着につながるきめ細やかなご配慮をお願いいたします。

また「せっかく新卒者を採用したのに、すぐ辞めてしまう」といったようなお悩みがありましたら、是非ハローワークにご相談ください。

※平成26年3月新規学卒者の卒業後3年以内離職率

	大学卒	前年比	短大・専修学校等卒	前年比	高校卒	前年比
新潟県	31.0%	▲2.0ポイント	38.3%	▲1.0ポイント	35.4%	▲3.5ポイント
全国	32.2%	0.3ポイント	41.3%	▲0.4ポイント	40.8%	▲0.1ポイント

 新潟労働局 職業安定課 025(288)3507 又は 最寄りの各ハローワークまで

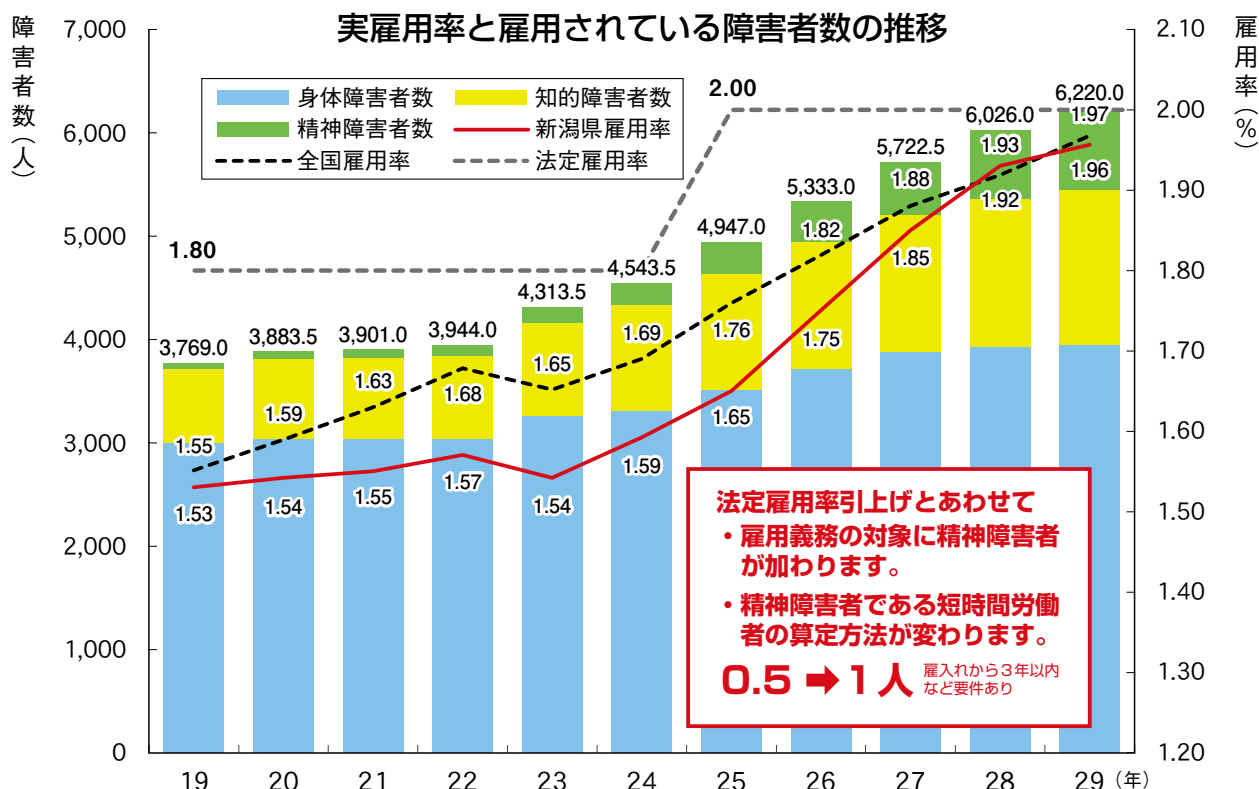
法定雇用率引上げ及び障害者雇用への理解と取組のお願い

すべての事業主は、障害者が職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有しており、その能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えること等の努力義務が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定されています。また、法定の障害者雇用率（法定雇用率：現行2.0%）を達成するよう義務づけられています。

平成29年6月の新潟県の民間企業における実雇用率は、1.96%で、対前年比0.03ポイント改善しましたが、全国平均（1.97%）を下回る結果となりました（下図参照）。

平成30年4月1からは民間企業の法定雇用率が現行の2.0%から2.2%に引き上げられます（3年以内に更に0.1%引上げとなり、2.3%となることが決まっています）。しかし、現状で新潟県の法定雇用率達成企業割合は60%程度にとどまっており、未達成企業の増加が懸念されます。

つきましては、法定雇用率の引上げを見据えて、法定雇用率を達成していない企業はもとより、達成している企業においても、雇用を通じた障害者の社会参加実現のために一人でも多くの障害者雇用に向けた取組をお願いいたします。企業において、障害者をその意欲と能力により貴重な戦力として活用することは、人手不足対策や業績の更なる向上など企業としてのメリットにつながることにについても御理解をお願いします。



☎ 新潟労働局 職業対策課 025(288)3508 労政雇用課 雇用対策班 025(280)5270

【障害者の雇用をお考えの企業の皆様へ】 障害者就業・生活支援センターにご相談ください

県内に7か所ある障害者就業・生活支援センターでは、就職希望や在職中の障害のある方に対し、職場実習※のあっせんや職場定着に向けた支援を行うほか、企業に対して、障害特性を踏まえた雇用管理について助言を行っています。

自社でどのような業務に従事してもらうか、雇用に当たり配慮が必要となる点など障害者雇用に関することは、お近くの障害者就業・生活支援センターにお気軽にご相談ください。

障害者就業・生活支援センター	所在地	電話番号
アシスト	新発田市島湯1454	0254-23-1987
らいふあっぷ	新潟市西区上新栄町1-3-9	025-250-0210
ハート	三条市西本成寺1-28-8	0256-35-0860
こしじ	長岡市来迎寺1864	0258-92-5163
あおぞら	十日町市本町2-333-1	025-752-4486
さくら	上越市寺町2-20-1	025-538-9087
あてび	佐渡市三瀬川382-7	0259-67-7740

※県では、障害者就業・生活支援センターを窓口として職場実習を受け入れていただいた企業に対し、協力費（1,000円／日）を支給しています。職場実習は、障害のある方に適した仕事や課題の明確化に有効ですので、ぜひご活用ください。

☎ 労政雇用課 雇用対策班 025(280)5270

従業員のスキルアップをしませんか？

県立テクノスクールでは、企業の従業員の皆様などを対象に短期間（標準12時間）の『在職者訓練』を随時実施しています。平日昼間や夜間、休日など様々な時間帯に対応しておりますので、業務に必要な知識・技能や最新技術の習得など、従業員の皆様のスキルアップや処遇改善にお役立てください。現在、受講者を募集しているコースは、県立テクノスクールホームページでご確認ください。（<http://www.techno.ac.jp>）

1. 在職者訓練の種類

(1) レディメイド型コース

地域ニーズなどを踏まえ、テクノスクールがあらかじめ設定するコースです。

(2) オーダーメイド型コース

各種団体・企業の要望に応じるオーダーメイドのコースです。テクノスクール施設内で実施する他、指導員を派遣することも可能です。従業員のスキルアップを検討されている団体・企業からのご相談をお待ちしております。

2. 在職者訓練コースの一例

● 基本的なコース

新入社員向け基礎講座（測定、機械加工など多数）、測定・品質検査、金属加工、建築大工、配管、電気制御、溶接、3D-CAD・CAM、3Dプリンタ、ソーシャルスキルアップ講座 など

● 技能検定及び資格取得対策コース

機械加工、金属熱処理、プラスチック成形、機械検査、電気工事士、溶接ロボット教示 など

3. 受講料（1コースあたり）

- 実技コース：3,900円
- 学科コース：2,400円

4. お申し込み・お問い合わせ先

■ 新潟テクノスクール 開発援助課	TEL 025-247-7397	FAX 025-247-7363
■ 上越テクノスクール 能力開発支援課	TEL 025-545-2190	FAX 025-545-2193
■ 三条テクノスクール 能力開発支援課	TEL 0256-38-3464	FAX 0256-38-8220
■ 魚沼テクノスクール 訓練課	TEL 025-794-2410	FAX 025-794-2411



職業能力開発課 指導係 025(280)5262

「地域産業を支える人材等育成プロジェクト」で 正社員を確保しませんか！

人手不足である「ものづくり分野」への人材育成と供給を推進し、産業の競争力を維持・強化するとともに、正社員の拡充による安定就労の促進を図ることを目的にプロジェクトを実施しています。本プロジェクトを活用して、正社員の確保にお役立てください。

■ 対象企業・職種

産業分類が製造業で、ものづくりに関連する職種

■ 本プロジェクトの活用メリット

- ①ものづくり分野に就職を希望する求職者を対象に貴社の見学会を実施します。
- ②貴社に就職を希望する求職者を派遣します。訓練受講生としてOJTを実施していただきます（3か月間の雇用型訓練）。
 - ・訓練実施期間中は訓練受講者への賃金の支払いは不要です。※派遣にかかる経費は県が負担
 - ・ビジネスマナーや安全衛生指導などを実施したうえで派遣します。
 - ・OJTとしての訓練期間中に適性を確認することが出来ます。
- ③訓練修了後に訓練受講生を正社員として雇用した場合、雇用後3か月間は定着を支援します。

■ プロジェクトの概要

人材育成メニュー

効果検証メニュー

○ものづくりプロモーション

☞ものづくり分野の魅力を発信

○人材の発掘・誘導

☞ものづくり体験会・企業見学会

○人材の育成・供給

☞企業セミナー（キャリアプラン等）
☞雇用型訓練・定着支援

○参加者・参加企業へのアンケート等

雇用創出効果（H29～31年）

219人（うちH29年53人）

職業能力開発課 企画係 025(280)5262

最低賃金ポスターデザインコンテスト受賞作品が決定しました!

平成29年12月14日、新潟労働局において、平成29年度新潟県最低賃金ポスターデザインコンテストの表彰式が行われ、応募総数59点の中から受賞作品6点が表彰されました。

新潟県最低賃金ポスターデザインコンテストは、改正された最低賃金の周知のためのポスターデザインを県民の皆様から募集しているもので、今回で13回目の開催となりました。

最低賃金ポスターデザインコンテスト受賞作品

最優秀賞
(新潟県地方最低賃金審議会会長賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校
来原 聡史 さん

優秀賞
(新潟労働局長賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校
白井 幹樹 さん

優秀賞
(新潟労働局長賞)



新潟デザイン専門学校
小山 千聖 さん

優秀賞
(新潟労働局長賞)



新潟デザイン専門学校
坂橋 知樹 さん

優秀賞
(新潟労働局長賞)



新潟デザイン専門学校
佐藤 みさ さん

特別賞
(新潟県産業労働観光部賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校
小宮山 弘規 さん

☎ 新潟労働局 労働基準部 賃金室 025(288)3504

平成29年労働組合基礎調査結果のお知らせ

県内の労働組合員数は前年比0.4%減の163,130人

全労働組合員数に占めるパートタイム労働者割合は11.9%

厚生労働省では、労働組合の状況を明らかにするため、毎年6月30日を基準日として、国内すべての労働組合を対象に「労働組合基礎調査」を実施しています。このたび、県内分を取りまとめたので、その結果を紹介します。

労働組合数・組合員数について

平成29年の県内の労働組合数は、1,056組合で、前年に比べ16組合減少しました。

また、組合員数は163,130人で、前年に比べ708人減少しました。

なお、組合員数のうちパートタイム労働者は19,392人で、前年に比べ8人増加し、全労働組合員数に占める割合は11.9%となりました。

労働組合数及び組合員数の推移 ※ ()内は全労働組合員に占める割合

年	組合数	組合員数		対前年増減数	
			うちパート	組合数	組合員数
平成24年	1,153	163,536 人	12,513 人 (7.7%)	▲24	▲2,123 人
平成25年	1,122	162,253 人	13,585 人 (8.4%)	▲31	▲1,283 人
平成26年	1,109	163,734 人	16,911 人 (10.3%)	▲13	1,481 人
平成27年	1,091	163,055 人	19,054 人 (11.7%)	▲18	▲679 人
平成28年	1,072	163,838 人	19,384 人 (11.8%)	▲19	783 人
平成29年	1,056	163,130 人	19,392 人 (11.9%)	▲16	▲708 人

☎ 労政雇用課 企画調整係 025(280)5260

団体交渉に行き詰まったら、労働委員会の「あっせん」を利用してみませんか？

労働条件その他の問題について、労働組合などと使用者の交渉がうまくいかず、当事者による自主的な解決を図ることが難しい場合に、労働委員会のあっせん員が労使双方からお話を聞き、公平・中立な立場で問題が解決するようお手伝いします。

「あっせん員」とは

労働委員会の委員は、公益を代表する公益委員(弁護士、大学教授等)、労働者を代表する労働者委員(労働組合役員等)、使用者を代表する使用者委員(会社役員等)の三者構成となっています。あっせん申請があると、各委員から1名ずつあっせん員として指名されます。

費用はかかりません。
秘密は固く守られます。

このような場合にご利用いただけます

労働組合と使用者の間に起きた労働条件その他労働関係に関する問題が「あっせん」の対象になります。具体例としては、賃金、一時金、解雇、団体交渉の促進などが挙げられます。

労働組合、使用者のいずれからも申請できます。労働組合を結成していなくても、労働者の集団(争議団など)として申請することもできます。



◎詳細は新潟県労働委員会 HP [新潟県労働委員会](#) [検索](#) または下記お問い合わせ先まで

新潟県労働委員会事務局 総務課 025(280)5544

3月は「新潟県自殺対策強化月間」です

県では、3月を「新潟県自殺対策強化月間」とし、市町村、関係団体等と連携して、自殺予防の取組を重点的に実施しています。悩みを抱えている人は、「よく眠れない」「食欲がない」「口数が少なくなった」などの不調のサインを発するとされています。そういったサインや心の不調に気がついたときは、早めに医療機関や相談機関に相談することが大切です。ひとりで悩まず、「こころの相談ダイヤル」にご相談ください。相談は、毎日24時間受け付けています。

新潟県こころの相談ダイヤル

ナビダイヤル

なやみ

なしにいがた

0570-783-025 受付時間：毎日24時間

また、こころの悩みについては、下記の機関でもご相談を受け付けています。

相談機関	電話番号 (受付時間)
新潟県精神保健福祉センター	025-280-0113 (平日8:30～17:00)
新潟市こころの健康センター	025-232-5560 (平日8:30～17:00)
下越地域いのちとこころの支援センター	0254-28-8880 (平日8:30～17:15)
中越地域いのちとこころの支援センター	0258-88-0070 (平日8:30～17:15)
上越地域いのちとこころの支援センター	025-524-7700 (平日8:30～17:15)



障害福祉課 いのちとこころの支援室 025(280)5201

労働相談Q&A 職場のパワーハラスメントへの対策について



当社は、最近、職場内でのいじめや嫌がらせに悩む部署が増えてきています。会社として何らかの対策を講じなければならないと考えていますが、どのような対策が効果的であるのか教えてください。



具体的な対策として、まず、組織のトップが「職場のパワーハラスメントは職場からなくすべきである」とのメッセージを明確に示す必要があります。それを踏まえた上で、就業規則に関係規定を設ける、労使協定を締結するなどし、ルールを明確化します。予防策としては、社員の教育研修や、組織の方針や取組について周知・啓発を実施すること等があげられます。また、パワーハラスメントが発生した際の解決方法として、会社内・外に相談窓口を設置する、職場の対応責任者を決める、外部専門家との連携を図る、行為者に対する再発防止研修を実施すること等が考えられます。

Point.1 「職場のパワーハラスメント」とは何か

「職場のパワーハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

具体的な行為の例としては、①身体的な攻撃、②精神的な攻撃、③人間関係からの切り離し、④過大な要求、⑤過小な要求、⑥個の侵害の6つの類型があります。詳しくは、厚生労働省のホームページにあるポータルサイト「あかるい職場応援団」をご参照ください。⇒ <https://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

Point.2 職場のパワーハラスメントの法的責任について

職場のパワーハラスメントに関する法的責任としては、行為者を雇用している企業に対しての不法行為責任及び使用者責任（民法709条、715条）に加えて、安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任（民法415条、労働契約法5条）がありますので、注意してください。

雇用保険関係の手続きは「電子申請」をご利用ください

雇用保険関係手続きの多くは、インターネットによる電子申請が可能です。新潟労働局では、処理の迅速化を図るため、平成28年10月に「雇用保険電子申請事務センター」を開設し、新潟県内の各ハローワークに提出された雇用保険電子申請手続きに係る事務を集中して行っています。24時間いつでも申請できる電子申請を、ぜひご利用ください。

電子申請のメリット

- ・24時間、365日いつでも申請可能！窓口や待合席でお待ちいただく必要もありません。
- ・個人情報の持ち運びが不要！移動中に個人情報を紛失・漏えいする危険性がありません。
- ・時間とコストをかけずに申請できます！ハローワークに来所いただく手間や、書類を郵送する費用がかかりません。

電子申請を利用するには

電子申請は、総務省が運営する行政サービスの総合窓口「e-Gov（イーガブ）」から行います。また、電子申請を始めるには「電子証明書」の取得と「使用されるパソコンの環境設定および周辺設備（スキャナ・カードリーダー等）」が必要です。詳しくは、e-Govホームページにてご確認ください。⇒ <http://www.e-gov.go.jp/>

〈導入された事業主のみなさまの声〉

「デスクにしながら申請ができるため時間を選ばず、好きな時に申請ができるので、他の業務の予定がたてやすくなりました。」

「当社はマイナンバーの管理が厳しく、社外に持ち出すためには上司の決裁が必要でしたが、これが解消されました。」

「手続きの処理が速い。もう、窓口まで行って申請するのは考えられない。」

◎雇用保険電子申請手続き導入についてのご相談は各ハローワークまで

新潟労働局 職業安定課 雇用保険電子申請事務センター 025(280)0306

経済指標

	現金給与総額(円)		定期給与(円)		総実労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)		有効求人倍率(倍)		完全失業率(%)	企業整備離職者 ^(人)
	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県
平成29年 9 月	267,248	247,007	260,933	245,982	144.0	154.6	10.9	10.8	1.52	1.52	2.8	88
10 月	267,433	248,514	261,128	246,167	144.5	153.3	11.1	10.9	1.55	1.54	2.8	135
11 月	277,885	255,770	261,419	245,538	145.6	153.6	11.3	11.2	1.56	1.56	2.7	177
前年同月比	0.9%	▲0.7%	0.4%	0.9%	0.2%	0.7%	1.5%	3.3%	0.15ポイント	0.21ポイント	▲0.4ポイント	268.8%
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査(確報)」(規模5人以上) 県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」(規模5人以上)								厚生労働省 職業安定部		総務省統計局	新潟労働局 職業安定部